

南種子町コミュニティバス無料券交付規程

(目的)

第1条 この規程は、高齢者等が南種子町地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の運行委託するコミュニティバスを利用する場合、その交通費を助成することにより、高齢者等の積極的な社会参加を促すとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき南種子町の住民票に記載され、南種子町コミュニティバスを利用する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満70歳以上の者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者又は扶助を必要と認める者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)第4に規定する療育手帳の交付を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (6) 満65歳以上の運転免許証の自主返納者
- (7) 前各号のほか協議会長が必要と認めた者

(無料券の交付申請)

第3条 対象者は、バスを利用するときに必要な乗車券(以下「無料券」という。様式第1号)の交付を受けようとするときは、協議会長に申請(受領)書(様式第2号)を提出しなければならない。ただし、前条第1項第6号に該当する者は、「高齢者の運転免許証自主返納メリット制度に関する覚書」に基づき処理するものとする。

(無料券の交付)

第4条 協議会長は、前条の申請書を審査のうえ、無料券を交付するものとし、南種子町コミュニティバス無料券交付台帳(様式第3号)に記載するものとする。

(無料券の通用期間及び通用範囲)

第5条 前条の規定により交付された無料券の通用期間及び通用範囲は、次のとおりとする。

(1) 通用期間 発行日から3年間とする。ただし、最初の発行に限り、平成24年3月31日までとする。

(2) 通用範囲 南種子町コミュニティバスの全区間。

(譲渡の禁止)

第6条 対象者は、交付を受けた無料券を、他人に譲渡してはならない。

(無料券の無効)

第7条 次の各号に該当する無料券は無効とし、使用発見のときは返還させるものとする。ただし、使用者に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。

(1) 通用期間の経過した無料券

(2) 券面表示事項の不明となった無料券又は券面表示事項を改変した無料券

(3) 無料券を所持する者が、その使用資格を失ったとき。

(4) 使用資格、氏名、年齢を偽って取得した無料券、その他不正な手段により取得した無料券

(5) 記名人以外の者が使用した無料券

(6) その他不正に無料券を使用したとき。

(無料券の返還)

第8条 対象者が次の各号に該当することとなったときは、対象者又は無料券の保有者は、当該無料券を協議会長に返還しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。

(3) バスを利用しなくなったとき。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。